

協調組合の分析 I

—「争議中間地域I」の典型的形態として—

庄 司 俊 作

はじめに

本稿の目的は、協調組合にいくつから角度から検討を加え、その歴史的位相を把握することである。最初に筆者の問題的関心を簡単に述べておこう。

筆者はこれまで、一九二〇年代の小作問題本格化に対する地主→國家の対応（支配の基本方向）を「協調体制への移行」というタームで総括するための一連の作業を行ってきた。⁽¹⁾しかしその議論の土台となる協調体制論それ自体に関しては、本格的な小作争議を直せつ媒介にした形態、具体的には、争議調停条項に「検見規定」—委員会の設置と客観的な「減免基準」の二つを明確にした地主小作関係の有様として定式化したにどまっていた。協調体制論→「支配」体制論への論理展開も主としてそのイメージを踏まえ議論を展開してきた。この論証手続きは、誤りではなくとも、なお不十分であった。それというのも、本来いくつある移行形態のうちの、一形態である、争議→協調体制というコースしか基本的には射程にいれずに入らなかったからである。言い換えると、支配体制論として論理構成するまで

には、実は、実態把握においていくつかの作業がまだ残されていた。協調体制の普遍性や歴史的意義に関する批判が出されてきた一因であろう。⁽²⁾そこで、いわば生産・社会関係レベルの協調体制論を支配体制論として論理化する一つの媒介作業として、協調組合の分析を行うことが、本稿に課せられた第一の主題である。

右は、観点を変えれば、次のようにも捉え直せる。第一次大戦を経て一九二〇年前後には、少なくとも理念的にはすでに、小作問題に対し「協調」的関係への移行をもつて対応しようという動きが、府県行政レベルでも明確になっている。⁽³⁾一方、中央に目を転じると、かかる動きを促す小作立法の作業が開始されていた。以後の複雑で曲折した政策過程は、本稿の主題に即したごくめほしい事実だけを拾い出しても、小作調査会（二六年設置）における小作委員会に関する集中審議と、農林大臣宛答申への小作委員会関連項目の盛り込み⁽⁴⁾、そして最終的に農地調整法において農地委員会として制度化されたこと等、周知のプロセスがある。行論でも概括するように、協調組合は二〇年代半ばから、中央レベルの動きに連動して広範に府県行政を介し推進されていた。

戦間期小作問題対策の中軸は、協調体制の創出として捉えうる。もつともそこには歴史的な変化があった。対比的に言うならば、一九二〇年代が農民組合の結成や小作争議を社会的必然事とみ、それを媒介にした協調体制創出といふコースを想定していたのに對し、三〇年代は争議を抑止、封殺した上で「上から」権力的に創出しようとした段階と概括できるであろう。⁽⁵⁾この政策の展開が現実にいかなる実態であったかを解明することが、いま必要である。この作業を通して「上から」の協調体制推進の問題性（意義と限界）を確定することが可能になる。そしてそれをベースに、小作問題への政策対応という局面での三〇年代論を批判的に展望する一つの手がかりも得られるであろう。本稿の第二の狙い目はここにある。

一 分布と組織基盤の地域性

最初に、「小作委員会」（これは通称であり、厳密には「委員会」機構を内部に持つた協調組合として理解される（詳細は後述）を例に協調組合の地域性をいくつかの角度から検討してみよう。表1に小作委員会数の上位一六府県を示したが、こゝから次の点が読み取れる。

第一の点は、小作委員会の分布による。

第二の点は、小作委員会の分布による。

第三の点は、小作委員会の分布による。

第四の点は、小作委員会の分布による。

第五の点は、小作委員会の分布による。

第六の点は、小作委員会の分布による。

第七の点は、小作委員会の分布による。

第八の点は、小作委員会の分布による。

第九の点は、小作委員会の分布による。

第十の点は、小作委員会の分布による。

第十一の点は、小作委員会の分布による。

第十二の点は、小作委員会の分布による。

		組合数		地域類型
		一大字+一大字未満	数大字又は一町村以上	
群	馬	502	484	後進
崎	玉	73	15	中間I
兵	庫	58	46	A
徳	島	47	33	B
新	鴻	37	26	B
岐	阜	32	26	A
香	川	32	16	B
鳥	取	28	20	C
京	都	25	14	B
岡	山	25	10	D
愛	媛	22	6	B
三	重	19	7	B
秋	田	18	6	B
鹿	児	17	—	B
山	島	14	11	B
島	梨	14	9	B
	根			B

出典：農林省農務局編『小作委員会と其の事業の概要』
1934年、371頁より作成。

注) 1. 愛媛県の区域別内訳は「その他」が1ある。

2. 「地域類型」の「先進」は「争議先進地域」、「中間I」は「争議中間地域I」、「中間II」は「争議中間地域II」、「後進」は「争議後進地域」である。

第一の点は、小作委員会の分布による。小作組合とくに系統組合の組織密度、あるいは類型別・時期別にみた争議の発生状況等によって全国の各府県は「争議先進地域」「争議中間地域I」「同II」「争議後進地域」（以下四地域をA B C Dと略記する）の四つに類別されるが、小作委員会は中でもBに圧倒的に集中していた。一六府県のうちBは実に一

○県を占める。これに対し、Aは三府県、Dは二県、また同じ中間地域でもCは僅か一県であった。各々の地域の府県数はA＝七、B＝一四、C＝一五、D＝九だから、小作委員会が多い府県の地域内比重も、Bは群を抜いていたのであった。

かかる地域性をもたらした第一の条件は、府県当局による政策的推進の有無、程度の差異であった。小作委員会が多く設立された府県は概ね行政の展開も活発であった。例えば、周知のように群馬県で全国の半数にも及ぶ分布をみたのは、県当局が一九二二年以降、階級協調ための委員会を持つ農事組合を奨励したためであつたし、茨城・埼玉・兵庫・鳥取・徳島・香川等の各県でも同様に県当局が協調組合の設立を奨励していた。⁽⁷⁾また秋田県や岡山県等では県農会が、そして兵庫県や埼玉県等の場合は二重であり、行政ルートとはまた別に農会系統を通しても奨励されていた。⁽⁷⁾兵庫県の農会系統のものは、本稿でもとり上げる土地利用組合や耕地管理組合による小作地共同管理の形態である。この政策措置が一つ。

しかし、ここでむしろ注目すべきは政策の受容基盤の方である。Bへの小作委員会の集中には、それを生む、下から、地域固有の条件があつたはずである。結論を部分的に先取りすれば、それは、総じて、(1)BはAほどに現実に階級対抗が激化、普遍化していなかつたこと、しかし(2)二〇年代末において小作組合とくに系統組合の勢力化がAには若干見劣りするものの、CやDに比べるとはるかに進んでいたこと——総合すれば階級矛盾・対抗の展開の「中間性」の問題に起因する。(1)は小作委員会の設立を可能にした条件であり、また(2)は県当局の、とくに政策の受容主体(後述)の危機意識を媒介にして、その設立を促す要因となつた、とまずは理解されよう。後者については次章で簡単に触れる。いずれにせよ、府県当局の政策措置のあり方も、現実の階級矛盾・対抗の有様に規定されていた。

ところで、さらに表2をみてみよう。これは、Aの兵庫県を郡単位で地域区分し、耕地管理組合(以下「耕組」と略

表2 耕地管理組合の地域性

	争議多発地域	争議僅少地域
都市的労働市場拡大地域	武庫0 加古6 飾磨1 川辺0 印南0 赤穂5	
都市的労働市場周辺地域Ⅰ	明石0 摂保1 神崎6 三原4	津名17
都市的労働市場周辺地域Ⅱ	美襄4 宍粟13 加東4	多可5 佐用0 加西0
農村的労働市場支配地域		有馬9 養父6 永上12 城崎8 朝来4 多紀2 出石2 美方0

注) 1. 「争議多発地域」「争議僅少地域」の区別は、注1の拙稿A参照。

2. 労働市場による地域区分については、注9の拙稿A参照。

3. 表中数字は耕地管理組合数。八木芳之助『農地問題の研究(1)』(有斐閣、1939年) 251~59頁、1936年12月現在数。

記する) の地域性を示したものである。全国的な概観を得るには差し当り府県単位で構わない。だが、より厳密にある現象の地域性を抉り出すためには、少なくとも戦前段階では郡単位の地域区分まで降りる必要がある。実際、兵庫県も農業展開やもちろんの社会運動の展開で著しい地域的差異があつたことは、別の一連の作業においてすでに明らかにしてきた通りである。⁽⁹⁾ 全国的にはAの典型である兵庫県も、一様に争議が多発したのではなく、ほとんど起つていない地域も広範に存在した。この争議僅少地域は、「争議状況」という点では当然、全国レベルのBと異なっていたとみるべきである。しかし、同じ県行政や農会指導の下にあつた分、争議多発地域の影響を受けて、先の「政策の受容主体の危機意識」もいやがうえにも強まらざるをえない、という関係があつただろう。かかる意味合いで、兵庫県の争議僅少地域は争議状況の「中間性」をより凝縮して表現していたと考える。

さて、同表によると第一に、兵庫県を争議多発地域と僅少地域に二分すれば、耕組は明らかに後者に集中していた。かつて耕組に関する諸事情をこの二地域に分けて考察したことがあるが、それはこの事実を踏まえていた。⁽¹⁰⁾

第二に、こうした争議状況が耕組の分布を規定する第一の条件であつたが、それと並んで、経済的条件も無視でき

ない。といつても、表2が端的に表現するように争議状況は第一義的に労働市場の展開度、それに包摂される度合に規定されていたから、この経済的条件で説明される要素はとくに多いわけではない。重視したい点は、やや細かくなるけれども、都市的労働市場拡大地域や都市的労働市場周辺地域Ⅰに比べ争議の条件が希薄化した都市的労働市場周辺地域Ⅱの、美嚢・加東・宍粟の各郡において耕組が比較的多く生れていることである。わけても宍粟郡が問題を集めている。おそらく客觀条件に規定された争議の性格を反映するものと思われるが、ここでは詳しい論及は避けることにする。

兵庫県の事例をあげて引き合いに出したのは、協調組合の設立はある一定の条件によつて制約されていたことを鮮明に示したかったからである。これまでの考察の範囲で言及しておくなれば、その条件は、Aほど現実に「争議が激化、多発していない」ことである。協調組合は「一般に、現実に生起した争議——あくまで例えばAにおける標準的な質を持つた本格的な争議を想定している——に対し地主が打ち出した直接的な対抗手段の如きものではなかつたであろう。もっと踏み込んで言うと、それは基本的に、争議の直接的な帰結として生れたものではなかつた。けだし、すぐ後で述べる性格に照らして、争議の解決に当つては協調組合は（小作人には）もはや受け入れられなかつたに相違ないから——このように推察することができる。その設立条件として指摘した階級矛盾・対抗の「中間性」の、とくに（）の問題は、解ぎほぐすとかかる内容で理解されよう。ともかくも、兵庫県において一九二〇年代の争議の中心地である瀬戸内沿岸地域、武庫郡から順に川辺・明石・加古・印南・飾磨・揖保・赤穂郡（ただし赤穂郡は争議は少なかった）へと帯状に繋つた地帶がほとんど耕組の空白地帯であったことは、何よりも問題の本質を集約する象徴的表現であった。

以上は、協調組合の設立条件に關わる地域性の問題である。表1には、協調組合のもう一つの地域性、即ち小作委

員会の組織基盤の地域的差異も表出されている。

この点を次にみると、まずAでは、兵庫・岐阜の両県とも八割前後が「一大字ないしそれ未満」を単位とする組織であった。京都府は相対的に比重は少ないが、表示していない愛知県でも一の小作委員会のうち部落単位は八であった。それに比較してBは、バラツキはあるものの、総じて部落の範域を超える広域の組織（「一町村」単位が中心）が多くなっている。埼玉・岡山・愛媛・三重・鹿児島の各県は全部または大半が一町村単位であつたし、香川県でも半々、そしてBでは例外的に部落域の組織が多い徳島県や新潟県も、その比重はせいぜい七割であった。またCの場合はどうか。⁽¹¹⁾ 群馬県はほとんど部落単位の組織であるが、これは県当局が母体・農事組合の部落単位での設立を意識的に推進したためであつた。⁽¹²⁾ この事情を考慮する必要がある。秋田県はBの大半の県と同様、やはり一町村単位の組織が七割を占めた。

以上で明確になった、小作委員会がBの典型的形態であること、そしてその場合に組織基盤が、Aと比べて広域的で、部落を超える組織が優勢であったこと——この地域性の二側面はいかに組合されるべきか。後者については、巨視的に見た場合、協調組合の組織基盤が農民組合のそれとほぼ照應していたこと、そしてその農民組合はAほど部落単位で組織される割合が高かつたという点をここで想起すべきである。⁽¹³⁾ 組織基盤の地域的差異は一つにこの反映であることが推測される。しかしここではむしろ、ミクロ・動態的な見方として、協調組合の設立過程の問題から考えていいくべきであろう。二つの地域性は実は根が同じであった。すぐ後でその結論部分を要約的に述べるが、問題の核心は、協調組合の設立を主導した階層がたいてい行政村レベルもしくはそれを超える政治的有力者であり、協調組合設立への動きもそれに見合うスケールの社会・政治過程であったこと。部落レベルの動きは主たる要素ではないか、主たる役割を果したとしても事例として少ないことである。この点が、小作農民の主体成熟度（農民組合組織基盤の

部落単位化に示される)と相まって、一町村単位の協調組合を多くする方向にはたらいたと考えられる。

二 その歴史的な段階性と「協調体制」としての類型的性格

協調組合の一義的な規定は困難であるが、マキシマムには、第一に、小作関係調整のための委員会機構を内部に備えていた。そして第二に、特定の地主とその関係小作人の（個別的関係による）組織というのではなく、一定の地域を範域＝場として、そこに土地を所有する地主総体とそれらの関係小作人の集団的関係に媒介された組織、という規定がひとまず与えられる。「集団的関係」の含意は、土地と小作料をめぐる問題を機構的に判定する機関の設置＝委員会制の導入と、客観的な調整・減免基準の明確化による小作関係の機構化と媒介化であった。これはいわば純粹型の定義である。現実は次章でもその一端に触れるように、様々な変形で構成されていた。

第一の点で、いわゆる「温情的」協調組合は、本稿の対象からは除外される。これは、地主負担による備凶基金積立の小作人保護、農事改良、共同販売・購入の斡旋、品評会、講話会等を主な事業とする。委員会を設置し小作関係の調整を行うものではなかつた。⁽¹³⁾これと対をなすのが、われわれの言う「協調組合」つまり「対立的」協調組合である。一九三三年時点で両者併せて二千三百余りをかぞえる。うち前者は約五五%、残り四五%が後者という比率であった。⁽¹⁴⁾

また第二の点で、例えば、筆者が以前に「垂直的指導モデル」として定式化した温情的小作人支配の一つの変形形態である、ある特定の地主——一般に「大」地主であった——とその関係小作人のみによつて構成される組織、そこでは階級「協調」のために年々の小作料は、カッコ付き意味での機構的に処理する形が整えられた組織、とは区別さ

れる。「カッコ付き」という意味は、そこでは、減免の要否や幅をそれまでの地主小作の「個人と個人の関係、相対」で決定する水準と異なり、関係小作人という限定された範囲ではあるにせよ、小作人の意向が組織的に集約される形が保証された。この点で、地主の、本来の「温情的」小作人支配とは区別される。しかしながら、小作人の要求を拒否する権利を含めて、最終的な決定はあくまで組織のトップを占めた地主の専断に任されていたばかりか、集約作業を担当する役員も地主の任命によつた、というのが大体通常の形態と理解されるからである。⁽¹⁶⁾ 階級「協調」を眼目にしているとはいえ、特定の地主の私的組織という性格のものであった。それは少なからぬ比重で存在したもの、性格的には、一九二〇年代以前に特有な、地主小作関係が「温情」⁽¹⁷⁾的なものから「協調」的なものへ転換する過渡的形態として把握されるべきであろう。

協調組合にはいくつかの種類がある。最も一般的なのは、第一章でもとり上げた小作委員会である。これは、任意の申合組織を母体に委員会機構を備え、小作関係の調整を行う協調組合であった。この種の協調組合を「小作委員会」型と呼ぼう。その他には、地主から小作地管理の委託を受けた「土地利用組合」、また兵庫県独自のものであるが、それとほぼ同様の形態である既出の耕組が存在した。⁽¹⁸⁾ この二つに代表されるタイプを「小作地の管理」型の協調組合と呼ぼう。協調組合はこの二タイプにほぼ包括されるであろう。本稿で主に依拠する兵庫県は、これら三つの協調組合とも活発な展開をみせており、その中で土地利用組合というのは、他府県と同様産業組合法に依拠する産業組合の利用事業の一環として、一九二三年以降県農会が奨励したものである。当初は設立区域を問わなかつたが、後に、町村区域のものに限定されるようになる。以降、部落区域で設定されるものは、それとは別個に耕組として同様の奨励が加えられたのであった。

協調組合の設立過程の問題として稿を改め検討する予定であるが、結論的に示せば、協調組合は、村長や村議・郡

議・部落長・各種農業団体の幹部等の村内あるいは行政村範囲を超える政治的有力者、その他実務にたけた公共団体の元書記や、農会技師や穀物検査員等の農業関連の技術者、または元校長等の在地インテリ層、あるいは在郷軍人会の役員などの主導によつて設立されるのが普通であった。町村を超えるような広域の組織になれば、主導層の政治的地位も代議士や、裁判所の元監督書記で叙勲経験者等当然に上昇した。かれらは、政策当局や農会の意向を在地で受け止め、村内「平和」の維持・回復のために積極的に動いたのである。とりわけ農民組合に対しては極めて敏感に反応し、争議が発生した本格化する前に、農民組合を封じ込め勢力を殺ぐために協調組合が対置された。これらの層は経済階層としては基本的に地主、しかも政治的ランクが上がればより規模の大きい地主であった。しかし、かれらは、目先の狭い階級的利害によって行動しなかつた（地域社会の自立化＝非法化＝自己統治能力の拡大²⁰）。協調組合の設立に向けて他の地主を説得する過程で、鋭い軋轢と困難に遭遇したことは、どの事例をみても大体共通して窺えた。以上のような経緯をとらえて、筆者は、協調組合は「上から」設立されたと理解する。

さて、先ほど協調組合を歴史の縦の流れの中に位置づけたが、次に横にひろげて、広く協調体制という枠内でみた時、その特徴はいかに捉えられるか。

一口に協調体制と言っても、もとよりそこにはいくつかの形態と水準があった。それらの決定基準は、小作関係機構化の進度とその階級的な内容である。小作関係の機構化とは、裏返して言えば、個別の階級利害に対する「公的」＝社会的規制の枠組の問題であり、階級的な内容とは、その「公」の論理と中身に関わる問題である。あるいは前者を形態、後者を内容の問題として区別することも可能である。機構化の階級的内容、とくに分配問題合理化の側面に関する論及（第三章の課題）はしばらくおいて、ここではごく概括的に次の点を指摘するにとどめたい。

かつて明らかにした、争議を直接の媒介とした協調体制（Aタイプ）をいま想定するならば、「小作委員会」型と

「小作地の管理」型は、両者一括して「協調組合による協調体制」のタイプ（Bタイプ）として類型化できる、というのが筆者の、出発点の考え方である。「小作委員会」型が単なる小作関係の調整にとどまるのに対し、後者の場合、地主より委託された小作地を組合が「管理する」地点にまで到達している点で形態的に差異がある。単純に小作関係機構化の進度のみでは、前者よりも後者の方が組合管理に移行しているぶん前進していたと、ごく大まかには言えなくもない。しかしそれは決して、階級的性格において両者に段階差があつたことを意味するものではない。兵庫県における耕組分布の地域性にもある程度示唆されているよう、両者は、あくまで同一レベルの、異なった形態と理解されるべきであろう。「小作地の管理」も結局はその内容が問題になるのである。

A Bの相違として最初に指摘されるのは、農民組合の扱いである。Aの場合、協調体制への移行によって「眠り込み」の状態に陥つても、組合の存続自体は保障されるのが普通であった。⁽²²⁾ ところが、Bでは、小作関係の調整を組織として行うことによつて、通常農民組合を解散するか、農民が個別に協調組合に加入する場合は、農民組合から脱退することをそれぞれ強制された。この農民組合に対する敵対性が一つである。

Bタイプの、協調体制の枠内における位置を決める要因としては、さしつめ次の諸点が挙げられるであろう。第一に、本稿では詳しく触れられないけれども、協調組合は、「会長」「組合長」等名称は区々であるが、ともかく責任者を置き、その下に組織体制を整え運営される仕組であった。問題は、場合によつてはそのトップが役員や「委員会」のメンバーを指名するなどかなり強い権限を持ち⁽²³⁾、しかもその階層構成をみると、例えば兵庫県では、トップは地主、と規約で規定した組合が小数であつたとはいえ存在するばかりか、現実に土地利用組合では、組合長＝地主（ないし自作農）、副組合長＝小作という階層構造が鮮明であつたことである。⁽²⁴⁾ 上述の設立経緯に照應した事態である。もとより、だからと言って、直ちに組合の運営が「地主的」であつたということではない。あくまで「協調的」

であったのだが、しかしかかる組織の構造が組合の事業の有様を微妙に左右することは、とうぜん充分にあり得ることである。

そこで次は、事業とりわけその中軸となる小作関係の調整事業の理念上の問題である。とりあえず一つの問題に絞つて次の点が指摘できる。一つは小作料の収取をめぐる問題である。協調組合とくに「小作地の管理」型のそれでは小作料の改定が普通実施されている。問題は、この小作料改定事業の内実とその持った意味である。詳細は後述するが、一定の小作料の改定を行い、しかしその上は、問題の集団的・機構的処理のシステムを整える一方、小作料の减免についてはかなり厳格な条件が付けられた。のみならず、小作地の転貸禁止、小作料納入方法に関する期日と品質の規定、そしてそれらに違反した際の過料徴収規定等を明確化し、小作料の支払いも一定の枠にはめられるのが通例であった。また、機構化の緩い「小作委員会」型では、地主を敬い、生活と経営改善に励む旨の精神主義的規定を明文化したものもみられた。

しかし協調組合の性格を何より如実に示すのは、ほぼ一様に、地主に対する土地返還義務が規約に明記されていたことである。これは「小作地の管理」型でも同じであった。問題の性格上、土地返還の際の要件や補償を、いわば「生存権」の論理に立脚して地主の所有規模や取上げの理由あるいは小作人の階層性を考慮しつつ、きめ細かに規定した例がみられる。⁽⁵⁾また、地主が返還を要求する時は道理として、稻作・麦作の栽培期間中を除くとともに、あつう事前の予告期間をおく必要があった。これらをみても、現実には無条件に——小作人が抵抗する場合にはとくに——地主の土地取上げを認めるることはなかつたと推察されるが、規約つまり公式の言明としてそれを保証していたことの意味は大きい。しかも規約上は、単に「不適当な利用」だけでなく、地主の「必要」に応じて返還しなければならないというのも例外ではなく（土地利用組合も同様）、加えてその際に原則として無償の返還という規定さえ、ままみ

られたのである。耕組では、地主が土地を売却するか、自作または組合から脱退する時は、組合が仲介して小作契約が解除され、組合員の小作人は建前上異議を申立てられないことになっていた。これが単なる公式の言明にとどまるのか、それとも現実性のある規定であったかは、差し当たり一義的な問題である。先の A タイプでは、地主の土地取上げ権（法制上はこの土地処分機能は制限されない）が公式の言明でも厳しく制限されていたことは、かつて明確にした通りである。⁽²⁵⁾

以上の点で、「協調組合による協調体制」のタイプは、A タイプに比較して相対的に地主的であったと言つてもなかなか間違いではないのである。

三 分配問題合理化の論理

ここでは、協調組合が、その設立の眼目であった分配問題をいかなる論理にもとづき合理化したかを考察する。以上の一章では巨視的・概括的に考察したが、本章では視点を転じて、比較論的に微視的な検討を行う。分配問題合理化の側面は、小作料の改定と年々の小作料減免、の二局面がある。「小作地の管理」型の協調組合では、設立に当たり小作料の改定事業が行われるのが通例である。その上でさらに、年々の収穫減に対する対応としてはその都度、小作料の減免を実施する体制が曲がりなりにも作られていたのである。そこで、この問題を土地利用組合を事例に検討する。事情は「小作委員会」型も基本的に同じであつたとみて差支えないのである。土地利用組合をとり上げるのは、組合管理といふ形での機構化がより進んでおり、問題を鋭角的に剔出できると思うのと、今のところそれ以外に一般的な考察の材料が見当らないということの他、特別の理由はない。協調組合の全体を推し測る素材としてとくに支障はないと判

作料引下げと減免の関連の位相

旧小作料との比較		小作料改定の方法	減免の条件	グループ
田	畠			
1割6分減		α	反当り小作人取分平均6斗以下	A
1割6分5厘減		α	同上5斗以下	A
8分減	従来通り	α	1割5分以上の減収	A
改定小作料=実収量の45%		α	2割5分以上の減収	A
1割4分減	従来通り	α	反収2石以下、ただし平均反収2石3斗	A
1割3分減		β		B
1割3分3厘減		β	反収<小作料+その5割相当額	B
1割2分8厘減		β	2割以上の減収	B
管理地(田143町、畠9反)全体で田53石5斗、畠3斗の引下げ		β	反収2石6斗以下、ただし平均反収2石8斗	B
1割減		β		B
旧小作料は一律に反当3斗	従来の小作料による	β		C
	旧小作料は大豆2斗5升、2割減	β		C
従来の小作料による	従来より5分引下げ	β	2割以上減収	C
約4分の引下げを行った1898年の水準を踏襲。ただし地主の負担で小作料の5分を備図積立とする		β		C
引下げなし		β	反当り小作人取分平均1石以下	C
田畠総計で8斗の増加。これは比較的新しい開墾新田が多いことによる。		β	概して反収2石8斗以上の場合は減免せず	C
幾分引下げ		β		C

協調組合の分析 I

表3 土地利用組合における小

組合名	所在地	産業組合設立年次	土地利用事業開始年次	反当小作料(石)	
				田	畠
①日高	兵庫県城崎郡	1920	1925	1.20	
②国府	同上	1935	1935	1.15	
③小鴨	鳥取県東伯郡	1908	1930	1.02	
④西郷	同上	1909	1927	1.20	
⑤野外	島根県能義郡	1909	1927	1.30	
⑥山崎	兵庫県宍粟郡	1919	1926	1.26	
⑦三方	同上	1925	1925	1.20	
⑧柏原	兵庫県氷上郡	1926	1926	1.40	
⑨余土	愛媛県温泉郡	1908	1914	1.43	
⑩深江	福岡県糸島郡	1920	1923	1.00	
⑪人舞	北海道上川郡	1925	1936	平均0.3	大豆平均45斤
⑫五戸	青森県三戸郡	1935	1937		大豆2斗
⑬中津	神奈川県愛甲郡	1917	1932	1.20	10円20銭
⑭熊坂	静岡県田方郡	1913	1928	1.12	
⑮尾崎	兵庫県津名郡	1909	1929	1.50	
⑯今出	愛媛県温泉郡	1912	1928	1.40	
⑰波多江	福岡県糸島郡	1922	1935	0.90	

出典：八木前掲書、7～8、114頁等より作成。

表4 生産費を基準とする小作料引下げの方法

組合名	小作料引下げの方法		算出の特徴・問題点
	基準	(a)と(b)の平均	
①日高	(a)1.075 (b)1.244	1.159	①反収：過去5年間の平均反収プラス2斗 ②(b)：過去10年間の平均実収小作料
②国府	(a)1.08 (b)1.19	1.135	①反収：最高、最低を除く過去7年間の平均 ②(b)：過去7年間の平均
③小鴨	考慮する点	①標準地を選定、その経営の1反歩当たり収支計算を行う ②土地等級 ③実納小作料および契約小作料	
④西郷	日高組合にならい地主支出割合45%、小作人支出割合55%として総収益を按分し小作料を決定する		
⑤野外	(a)1.128 (b)1.18	1.154	①反収：中等田の反収2・3石プラス1斗 ②(b)：最高、最低を除く過去5年間の平均

出典：八木前掲書の各紹介箇所を整理した。

注) (a)=生産費を基準とする小作料

(b)=平均実収小作料

断する。

最初に、八木芳之助の研究に依拠しつつ、小作料の改定事業の問題点について考察を加える。⁽²⁷⁾それはいかなる原理に立脚していたか。

八木の紹介によれば、その方式は次の二つに大別される。第一は、生産費を基準とする小作料の引下げと、小作料の組合内不均衡を是正する統一化を並行して実施する方式であり、第二は、各筆耕地の等級査定のみで小作料の統一化を図ると同時に水準そのものの引下げをも行うやり方である。八木が調査した一七組合の内訳は（表3）、前者 α が五に対し後者 β は一二であった。調査対象が少なく地域的な偏りがあるので、この比率自体にとくに重要な意味はないが、大体の目安として留意しておこう。

客観的な基準に基づく小作料の引下げに関しては、右のようにそれが必ずしも一般的でなかつたということの他に、小作料引下げの方法そのものにも問題があつた。第一に、生産費を基準にするといつても、それ

は総収益を地主・小作双方の支出負担額に応じて按分する方法であった。地主の支出には、公租公課等の「確定的支出」の他に「評価的支出」つまり売買地価を公債の利率で資本還元した土地資本支出が含まれる。要するに、実体的にVを実現するという理念に立つものではなかったのである。しかも第二に、引下げの基準とされたのは、単に支出負担額だけではなかつた。表4に、五つの組合の新小作料の算出方法を示した。これによると、四組合が、(a)生産費を基準に算出した小作料と、(b)過去何カ年の平均実収小作料を出している。新小作料は両者の平均である。ところが、(a)は(b)を上回つており、その額も最小で⑤の五升強、最大は①の約一斗七升と相当のものであつた。第三に、(a)と(b)の計算も恣意的であつた。まず(a)の計算で、反収は現実の平均収量ではなく、それに一~二斗水増しした数字が使われている(①⑤)。土地利用事業による耕作の安定→小作人の土地愛護→增收を見越しての加算であつた。また(b)の平均実収小作料は、二組合が過去七年間以上の実績が算定基礎とされた。とくに①にいたつては一〇年間という長さであった。

これらの小作料引下げ率は、③は八分とやや低いが、他は一割四分が一、一割六分台が二であつた。また④は、支出負担額の比率のみで小作料が決定されているので、引下げ率は最も大きい理屈になる。当然のことながらも、その引下げ率が全体的に、βの改定方式を採った諸組合に比べて大きいことは、表3の第六列が明白に示す通りである。そこで、表出した一七組合は、小作料改定方式と小作料引下げ率の二つを基準にすると、次の三つに分類できる。

Aグループ αの小作料改定方式を採用した五組合(①~⑤)。このうち③は引下げ率が一割を切つており、他の

四組合とは少し区別する必要がある。

Bグループ βの小作料改定方式を採つた組合の内、小作料の統一化を通して引下げが行われた組合(⑥~⑩)。

Cグループ 同右の内、小作料の改定は統一化のみで、引下げはほとんどみるべきものがなかつた組合(⑪~⑯)。

結じて、次のように整理できる。第一に、一七組合のうち多少とも有意味の小作料引下げが行われたのは、半数強の一〇組合である。AとBに属する組合であるが、両者を比較した場合、前者は一割六分台まで引下げられているのに対し、後者の組合はせいぜい一割三分台であり少なからぬ差が存在した。第二に、この引下げ率をどう評価するかはおそらく議論の分れるところであるが、上述のように引下げに種々の形で抑制が働くこととも考えると、全体として土地利用組合が小作料の引下げよりも組合区域内耕地間の統一化を重視したという見方も、あながち間違いではなかつた。

二 次に問題を変えて、土地利用組合が年々の小作料減免にいかなる理念、具体的施設を用意していたかを検討する。この点でまず注目したいのは、小作料を減免する際の条件が明確にされているか否か、という点である。一七組合のうち、条件を明確にしていたのが一一（以下「I」とし、明確にしていない六組合を「II」とする）である。第一に、全てが小作料を減免する時の条件を明確にしていたのではなかつた。

この条件の明確化は、減免をめぐる恣意性を排除し、分配問題を合理化するかなめになる問題である。そこで、条件を明確化した組合とそうでない組合に二分して、減免に関連した他の条件の存否の状況をいくつかの点で比較検討しよう（表5）。第一は減免の基準に関する点で、これを明確にしているのは全部で六組合、割合は必ずしも多くない。このことは、土地利用組合の減免に対する理念に実は深く関連する。またI=四、II=二という内訳であり、この点では二つの間に著しい差異はなかつた。第二に、凶作等の際、小作人に最小取分が保障されているか否かという点である。存在したのは六組合、全てIの組合であった。これは、小作人に対するいわば「生活権」保障のルールの確立を意味する。関連して第三に、備凶積立（地主負担）を実施する組合はどうか。これは全部で九組合、うちIが七組合と多い。二点目と同様のことが含意されているのである。

表5 減免実施条件を明確にした組合の特徴

		グループ	減免基準 を設定し ている	小作人の 最小取分 を確保し ている	備凶 積立	土地管理委員会	
						存否	特徴
明確にした組合	①日高	A		○	○	○	委員は組合長の指名
	②国府	A		○	○	○	同上
	③小鴨	A	○		○	○	委員は各支部毎に選出
	④西郷	A			○	○	委員は組合員中より選出
	⑤野外	A	○	○	○	○	委員は総会で選出
	⑦三方	B		○	○	○	委員は組合員中より推せん又は組合長の指名
	⑧柏原	B				○	委員選出方法は同上、他に組合長指名の特別委員(農会役職員)をおく
	⑨余土	B				○	委員は組合長の指名
	⑬中津	C	○		○		専任の職員、委員会を設けず、組合長が統轄し、事務員が担任する
	⑮尾崎	C	○	○		○	委員は総会で選出
	⑯今出	C		○		○	地主・小作の委員は各層互選
不明確な組合	⑥山崎	B				○	委員は総代会で選出
	⑩深江	B	○			○	委員は各管理区域より選出、選出のない時は組合長指名
	⑪人舞	C			○		組合加入の各農事実行組合より一名づつ計5名の委員を総会で選出
	⑫五戸	C			○		各部落毎に2~5名の世話役をおき事業を補佐
	⑭熊坂	C	○			○	不詳
	⑰波多	C				○	委員は各管理区域より選出、選出のない時は組合長の指名

出典：八木前掲書、47~66、148~49、151~53頁より作成。

第四に、いわゆる「委員会」のあり方も、組合の小作料減免に対する対応の仕方と一定の照應関係があった。ほとんど委員会ができるが、委員選出の方法が組合長の指名か、あるいは各階級の互選によるかによって二つの種類に区別される。また一部に、委員会が確立せず、⑪⑫のように農事実行組合や部落の世話役に担任、補佐されたり、組合長が専断的に統括する⑬のようなケースもあった。ちなみに、委員会未確立の意味は、⑭の事例が象徴的に示している。所在地の青森県五戸町は、田三九九町歩、畠六六六町歩の耕地の大部分を町内の大地主（町内地主構成＝三百町以上一、百町以上二、五〇町歩以上四）が所有する「封建的遺風が濃厚」な地域であった。なお、委員会が確立していないだけでなく、組合管理地も右の耕地のうち僅か畠四二町歩、総耕地の三・九%にすぎなかつたことも付言しておこう。⁽²⁹⁾

右の点をグループ別にみると、Aは、五組合が全て減免実施条件を明確にし、備凶積立も行っている。そして小作人の最小取分を保証するのも三組合をかぞえる。対してCは、減免実施条件を明確にした組合の割合が最も少なく、また象徴的には三組合で土地管理委員会が確立していかなかった。三者の中ではAが最も小作人の利害を貫いた形であり、Bを中間にしてCが最も地主的であったと言える。

三 以上では、小作料改定の特徴と、年々の小作料減免をどう想定しいかなる施設を準備していたか、またそれぞれの意味するところを別個に考察した。だが分配問題合理化の論理を確定するには、この二つの問題を総合する必要がある。そこで二つの比較を行う（表3参考）。

第一は、Aグループ内での比較である。五つの組合は全て小作料減免の実施条件を定めている。しかしその条件は、五組合の中でもかなりの程度緩急の差があった。この条件に関して八木は、平年収量の一〇～一五%減になれば減免を行うのが適当であると述べていた。⁽³⁰⁾一つの目安として念頭におく必要がある。そうすると、この条件に合うのは、

Aグループ内では③のみである。これは、唯一小作料の引下げ率が一割を切る組合であった。ところが他は条件がかなり厳しい。小作料引下げ率が比較的に大きい①②では、二割以上の減収という水準であった。また、支出負担額比率のみを基準に小作料を改定した④は、二割五分以上の減収というIの中でも最も厳しい条件となっていたのである。ここから、小作料改定＝引下げの実績と小作料減免を実施する条件の間には何らかの関連性があったことが、まず予測できる。

もう一つの比較は、⑨と⑯についてである。この二つの組合は同じ郡内（愛媛県温泉郡）にあった。しかるに、前者はBグループ、後者はCグループにそれぞれ属し、著しく対照的な特徴を示す。前者の余土村の組合は、周知のように土地利用事業の全国的な先駆けとなり、ある意味で模範の位置を占める事例であった。

対照的な点は、第一に委員会の活動状況にあった。即ち、余土村では、小作料の改定を行った後、年々の小作料の減免事務は産業組合の土地利用主任が一手に引受け、とりしきっていた。土地管理委員会は一応設置されていたものの、ほとんど活動しなかったといわれる。⁽³¹⁾また、委員は組合長の指名で選ばれていた。ところが、後者の今出組合では、土地管理委員は関係者の互選によって選出された。そしてここでは、「利用者の立毛検見申込の有無を問はず、⁽³²⁾収穫前に小作管理委員が全員出勤し、管理耕地一筆毎に検見し、利用料の減免をな」⁽³³⁾していた。委員会の活動が極めて活発なのである。しかも、委員会の権限もかなり強化されており、検見には当事者は立会えない規則になっていた。愛媛県産業組合課の村上松行が、両組合の委員会の活動について比較し、余土村は土地利用主任の性格を反映して「独裁的積極的であり、今出組合は共存的持久的傾向を」持っていたと述べたが、全く正鵠を射た見方であった。

この相違は何に由来するのか。端的に言って、それは、小作料の改定事業において余土村は小作料の引下げが行われたが、今出組合では、引下げがほとんど実現しなかつたことによる。後者の原因は、小作料の改定作業を行った際

一筆カードにたまたま旧小作料額が記載されており、調査に当った委員の判断がそれに制約されたという偶然的因素が大きかったとされる。⁽³⁴⁾ しかしこれにせよ、そのため、今出組合では収量が「二石八斗を超えないれば小作料の减免を実施する」ということになっていた。これを額面通りに受けとるならば、当地域の生産力水準からしてほぼ毎年検見が必要になるような状況であったと推察される。これに対し、余土村の場合、减免条件は二斗ばかり少ないだけであるが、「組合が土地管理を行つてからは、思想的に利用者は好感を持ち、凶作の反面には豊作年もあって此の場合には地主には分配の還元をなさないから、或程度までは忍ぶべきであるとなし、平年作を二石六斗まで低下することとなり、其の割合は地主五割三分、小作四割七分までは何等减免の申出でをなさないととした」⁽³⁵⁾（傍点筆者）と、いう状況が背景には存在した。委員会の活動状況の相違は、単なる土地利用主任の個性に還元されるような問題ではなかったのである。

以上の二つの比較から、次の点が小作料合理化のもう一つの論理として定式化できるであろう。第一に、小作料改定時の引下げと年々の减免の関係は、前者が多くなれば後者は少ない（逆に、前者が少なければ後者が多い）という相互制約的な関係にあったことである。従つて第二に、小作料の改定によって一定の引下げが実現された上は、もはや小作料の减免はよほどのことがない限り必要でないという理念が、地主・小作人ひつくるめて土地利用組合を貫くことになったのである。このように、土地利用事業による小作人取分の増加は、一定の論理にもとづく制限＝枠がはじめこまれていた。

まとめにかえて——若干の結論

筆者が本稿で果そうとしたのは、まず、協調組合が、争議状況を基準にした筆者の地域類型では、「争議中間地域I」に典型的な存在であったことを明らかにし、ここを問題の出発点にして「協調組合による協調体制」を歴史の縦軸あるいは「争議先進地域」における協調体制との比較の中で段階的・類型的に位置づけ、さらに分配問題合理化の論理にとくに焦点を当てて、その地主の小作人支配の特質を浮彫りにすることであった。まとめて言えば、協調体制の新たな形態の析出と定式化が課題であった。そのため、不可避であったとはいえ、やや類型論的な静態分析になつたことは否めない。協調組合に関しては、その設立過程や現実的機能を主に問題とする動態分析が別に必要である。これは本稿の続編として機会を改め果すことにする。最後に、冒頭で述べたテーマに即して本稿で明らかになつた論点の内包を補足、敷衍して結びとしよう。

一点目のテーマに即して。いわゆる協調体制論については、その普遍性や歴史的意義を否定的ないし過小に評価する見方がある。これらの議論については、少なくとも実証的根拠を提示し対話可能な形で提起された議論に関する限り、筆者なりに批判的な検討を加えたことがあるので繰り返さない。³⁵⁾ 協調体制論の、このレベルでの論議を深める（従つて逆に批判も同様）には、次の二つの論証が必要であろう。一つは、小作争議（小作料をめぐる集団的・本格的なそれ）の本質を徹底して問題にし、協調体制に帰結する論理的必然性を明らかにすることである（定性分析）。以前に筆者が兵庫県の賀集村争議を分析して、小作関係の協調体制への移行を明らかにした作業は、これにあたる。³⁶⁾ 二つ目は、それに対して定量的な考察である。といつても、そこには社会現象を問題にする分析の方法と性格に由来する一つの難関がある。とくに農村研究では、農業の産業的特殊性と、地主的土地所有における所有と利用をめぐる問題が本来「資本・賃労働に先行し、それを制約する外在的な非合理的要因であつて一国的地域的性格を強く帶び」³⁷⁾ るために、いつそう困難な問題がある。字義通りの定量分析は問題の性格上きわめて困難、というより現時点ではほ

表6 耕地管理組合の交換分合実施状況

		耕組数	交換分合を実施した耕組			
			数	実施面積の内訳（反）		
争議多発地域	襄東古磨	4 4 6 1 6 1 13 4	4 — 2 — 3 — — 2	①39.0 ②36.0 ③23.1 ④12.0 ①7.6 ②? ①40.0 ②11.0 ③7.8 ①9.0 ②5.0		
	加飾	13	1			
	神原	4	—			
	大三	39	11			
	小計	39	11			
	馬可	9 5 5 1 8 2 6 4 12 2 17	1 1 3 — — — 1 — 3 — —	①57.7 ①10.0 ①20.0 ②10.0 ③7.8 ①3.6 ①15.0 ②7.1 ③3.0		
	赤佐	12	3			
	城出	2	—			
	養父	4	—			
	朝来	12	3			
争議僅少地域	多紀	2	—			
	津名	17	—			
	小計	71	9			

出典：八木前掲書、251～59頁より作成。

とんど不可能な作業なのである。

そこで、二つ目の作業を果すには一定の方法的・概念的な操作が必要になってくる。

それは、一つに状況論、そしてそれを地域的に限定する地域類型論を媒介にすることである。

こうした方法論的な認識に立脚して分析を行ったのが、本稿であった。「協調組合による協調体制」が「争議中間地域Ⅰ」の典型的な形態として、かつ相当の密度をもつて生れていたこと、そしてその生成の経緯は地域の政治的有力者が村内・部落内の「平和」維持と回復のために地主層に譲歩を迫る形が基本的であったこと——この二つの事実は、協調体制を「頂点的」「部分的」現象としてその歴史的意義を過小に評価する見方が、とうてい成り立たないことを示して余りあると思われる。協調体制への移行契機の中身を問わないとすれば、「争議先進地域」「争議中間地域Ⅰ」を包括して協調体制の現実的条件は広く存在し

た。現実的基盤を欠いた（語義はこういうことであろう）「頂点的」「部分的」現象などではなかつたのである。

次に二点目のテーマに關しては、これまでの分析結果に加え、耕組の次のような実態を指摘する必要がある。以前に明らかにしたように、耕組の設立年次別推移は一九二三～二九年が四〇、対して三〇～三七年が七〇であった。もつともこれは争議状況によつて著しく差があつた。兵庫県を争議多発地域と僅少地域に二分して推移をみると、前者では二〇と一九、後者は二〇と五一である。⁽³⁹⁾後者を中心にして、三〇年代に入り耕組の設立は大いに増加した。問題にしたいのは、耕組の事業とりわけ交換分合の実施状況である（表6）。耕組は、設立に當つて区域内の小作料不均衡を是正するとともに、その引下げも行つてゐる。それは小作関係の調整が第一の目的であつた。同時に、それを通しての交換分合→農業經營改善の実施も狙いに入つてゐる。引下げは契約小作料を過去何年間の平均実納分の水準に合わせるだけにすぎなかつた。しかしながら、この小作料改定事業によつて、少なくとも原理的には交換分合の条件は整つたはずである。

ところが、交換分合が実施されたのは、全体の一八%にあたる一〇組合にすぎない。それと地域差である。各郡の交換分合実施組合比率をみると、争議多発地域の各郡、あるいは赤穂郡のように争議は顕在化していなくても「都市的労働市場拡大地域」に立地する郡は、多い。それに対し、争議僅少地域は少なかつた。また、宍粟郡のように、争議は多発していても「都市的労働市場周辺地域Ⅱ」に屬し小作争議の客觀条件も相対的に未成熟であつたとみられる郡（表2参照）では、ほとんど皆無といえる状況であつた。しかも、実施面積でも、総じて前者つまり争議多発地域の各郡や赤穂郡が広く、争議僅少地域の各郡は狭いといふ明確な地域性がみられた。

こうした交換分合の実態を生んだ理由については一概に答えられない。全体的な動向ならびに地域性をいかに整合的に説明するかがポイントである。まず前者については、耕組の「上から」の性格があげられる。そして後者につい

ては、そのなかで「下から」の契機がはたらく程度の相違が指摘できるであろう。念のため繰り返して言えば、「上から」と「下から」の意味内容は、単純に政策的に創出されたかどうかという点に違いがあるのではない。そうではなくて、小作争議を前提にしていたかどうかで区別されるのである。いずれも、政策に呼応する一方、地域固有の条件に規定された動きである点に差異はなかった。⁽⁴⁴⁾ この点は冒頭で触れた通りである。またそれは必ずしも、耕組が小作争議の直接の帰結として設立として設立されたという意味でもない。現実は、争議多発地域でも、例えば近隣の争議をうけて先取り的に耕組が設立されるという場合が多かつたと推察される。⁽⁴⁵⁾ 争議と耕組との関係は多くはこのよう間に接的であったであろう。従って、「下から」の契機というのも、中心的には「争議状況」の問題であった。ちなみに、設立時の小作料引下げ率は、争議多発地域三九の耕組の平均が六・三%であったのに対して、僅少地域のそれはおよそ倍の一・九であった。⁽⁴⁶⁾ 兩地域の争議状況の差異はこの数字の差に如実に反映しているのである。

ここで、第二のテーマに関する一応の総括が可能になった。問題は、「協調組合による協調体制」の、協調体制としての特質に帰着する。「上から」の形成、農民組合に対する敵対性、階層構造をとり込んだ組織構成、公認された地主の土地取上げ権、限界のある分配問題合理化の論理、そして「争議中間地域I」の典型性——これらは、ひと繋りの問題であった。協調体制として、これも新たな秩序の形成であったことに変りはない。しかし右で見たように、協調体制の規範、形成力が、「下から」の社会的勢力つまり小作争議を抑制するもとで一方的に国家－地域権力に還元されるようになつた事態は、この新たな秩序にも独自の質を刻印したのであった。ここで次のことを想起する必要がある。即ち、三〇年代後半における農地調整法による農地委員会の設置（ただし任意）、それを通じての小作関係調整に対し、「土地問題の自治的活動」を確保するために「農地委員会の下に各部落毎に農地問題を扱う組織を設けたい」という主張が小作官より出されていたことが、それである。権力的であるが故の協調体制の不安定構造の問題。⁽⁴⁷⁾

これと対比されるのが、一九二〇年代における協調体制への移行コースである。両者は、地域的には「争議先進地域」と「争議中間地域」の地域性、段階的には一九二〇年代と三〇年代における秩序形成の歴史的変化の問題として捉え直せる。問題の全面的な考察は稿を改めねばならないが、とりあえず右の点が、これまでの分析結果を敷衍し展望的に結論できる点である。

註

- (1) 拙稿A「小作争議と地主制の後退」『土地制度史学』第八三号、一九七九年四月、B「近畿先進農業地域における後退期地主制の構造」『土地制度史学』第八九号、一九八〇年一〇月、C「戦前土地政策の歴史的性格」『日本史研究』二二六、一九八一年六月、D「一九二〇年代の農村支配体制に関する覚書」『社会科学』第三四号、一九八四年三月、E「戦間期農村史研究の課題と方法」『歴史評論』四五六、一九八八年三月、F「戦間期農村史における『統合』論の課題」『社会科学』第四〇号、一九八八年三月。
- (2) 大門正克「農民的小商品生産の組織化と農業構造」『日本史研究』三四八、一九八三年六月、森武麿「農業構造」(一九二〇年代史研究会編『一九二〇年代の日本資本主義』東京大学出版会、一九八三年)、清水洋一・西田美昭「農業構造」(大石嘉一郎編『日本帝国主義史II』東京大学出版会、一九八七年)。
- (3) この点は例えば、農商務省農務局「小作争議ニ関スル調査」(その一、一九二二年)によつていくつかの県の事例をみただけでも明白である(群馬・茨城・滋賀・福井・富山・徳島・香川・大分県等の紹介を参照)。
- (4) 詳細は、野本京子「農業委員会の歴史的位置」(椎名重明編『団体主義』東京大学出版会、一九八五年)参照。
- (5) この点の筆者の理解に関しては、拙稿「暉峻衆三『日本農業問題の展開 下』に学ぶ」「新しい歴史学のために」(一七八号、一九八五年五月)三〇～三三頁参照。
- (6) 拙稿「昭和恐慌期の小作争議状況」『社会科学』第三〇号、一九八二年一月。
- (7) 農林省農務局「小作委員会と其の事業の概要」一九三四年、四頁及び附録一参照。
- (8) 詳細は、注(6)の拙稿第3表と二五八～二七〇頁参照。
- (9) 拙稿A「いわゆる『大正デモクラシーからファシズムへの推転』下社会過程(農業問題)に関する予備的考察——覚え書」

『社会科学』第三七号、一九八六年三月、B「いわゆる自力更生運動と農業構造」『社会科学』第三九号、一九八七年三月。

(10) 注(1)の拙稿A二四～二六頁参照。

(11) 前掲『小作委員会とその事業の概要』に収録された群馬県の「農事組合奨励規程」第二条参照(三三三四頁)。

(12) 注(1)の拙稿E七四～七五頁参照。

(13) これらの事例については、例えば協調会『小作問題資料』(第一輯、一九一二年)に多数紹介がある。

(14) 前掲『小作委員会と其の事業の概要』二～三頁。

(15) 詳細は、拙稿「温情的的小作人支配の歴史的性格」(『日本史研究』掲載予定)参照。

(16) このような事例は、例えば注(13)の文献に紹介された愛知県東春日井郡の「丹羽家同和会」、三重県一志郡の「富田家小作人和協会」、岡山県久米郡の「水島興農会」、香川県木田郡の「看耕堂相愛会」等枚挙にいとまがない。

(17) 詳細は注(15)の拙稿参照。

(18) これに関する包括的かつ詳細な紹介として、八木芳之助「農地問題の研究(1)」(有斐閣、一九三九年)があるので、併せて参考せよ。

(19) 紙幅の都合上いちいち典拠は示さないが、以下の論述の史料的根拠は、兵庫県内務部『地主小作人協調団体表』(立命館大学人文科学研究所所蔵)、徳島県内務部『徳島県の地主小作人協調団体』(一九二九年)である。とくに後者は、協調組合の設立過程と設立後の機能が詳しく紹介されており興味深い。

(20) 詳細は、注(1)拙稿E八七頁参照。

(21) 注(1)の拙稿AB参照。

(22) 注(1)の拙稿A一八～一九頁参照。

(23) そのかわりに、地主は寄付あるいは管理手数料を余分に負担する形で協調組合を財政的に支えることがそうした場合には大体求められた。

(24) この点は、前掲『地主小作人協調団体表』に示された諸協調組合の役員構成に明らかである。

(25) 徳島県における「柳淵農業組合」(前掲『徳島県の地主小作人協調団体』六六頁)、や「田北振農会」(一〇八頁)、「板野振農会」(一四四頁)等の事例参照。

(26) 注(1)の拙稿A三七頁。

(27) 以下で検討する土地利用組合に関しては、産業組合中央会『土地利用組合経営事例』（一九三七年）にもそのうちの述べかがされているので併せて参考せよ。

(28) 八木前掲書、一一五頁。

(29) 同右、一四一～一五〇頁。

(30) 同右、一五〇頁。

(31) 同右、六一～六二頁。

(32) 同右、一四三頁。

(33) 村上松行「愛媛県下の土地管理」『産業組合実務知識』第五巻第五号、五頁。

(34) 八木前掲書、一一二頁。

(35) 同右、一四二頁。

(36) 注(1)の拙稿D。

(37) 注(1)の拙稿A,B。

(38) 稲本洋之助「借地制度の再検討」日本評論社、一九八六年、一八五頁。

(39) 以下の耕組設立の若干の事情については、注(1)の拙稿A表5参照。

(40) この点は、戦間期の農業政策とくに小作問題対策を見ていく際に、「統合」的視点に立つことの必要性と関連する。詳しくは、注(1)の拙稿E,F参照。

(41) 賀集村争議において、争議周辺地の賀集部落で耕組が設立されたことは、その端的な例である。詳しくは、注(1)の拙稿A参照。

(42) 詳しくは、注(6)の拙稿参照。

(43) 注(1)の拙稿A表5。

(44) 「土地政策に対する地方小作官の意見」『帝国農会報』一九三七年六月、二六九～七〇頁。

(45) 注(5)の拙稿三三頁参照。

〔一九八八年七月二七日成稿〕

(しょうじ しゅんざく・同志社大学人文科学研究所助教授)